b 判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準（1－イ）

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準（　ハ　）

別記第七号注意⑭を同⑱のように、同⑮中「径」を「径の状況」に、「主索番号」を「主索の番号」に、「比率」を「割合」に改め、同⑮を同⑰のように、同⑭を同⑯のように、同⑬中「指定する要是正」を「指定する要重点点検及び要是正」に、「点検者が設定する基準」を「検査者が設定する基準値」に、「左欄に要是正となる基準」を「左欄に要重点点検及び要是正となる基準値」に改め、同⑫を同⑭のように、同⑪の前に次のように加える。

⑫　1(11)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」及び「制動力」には、別表第六(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記第七号注意⑫中「点検者が設定する基準」を「検査者が設定する基準値」に、「左欄に要是正となる基準」を「左欄に要是正となる基準値」に改め、「「ハ」」を○で」の下に「囲んだ上で、別表第六(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第六に欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で」を加え、同⑫を同⑬のように、同⑪中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消した」を「○で囲んだ」に改め、同⑪を同⑫のように、同⑩の次に次のように加える。

⑪　1(4)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第六に欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千百八十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一中「二十三」を「二十二」に、「三十九及び四十」を「三十七及び三十八」に、「五」を「七」に改める。

別表第一一の項を次のように改める。

一一	法第二十八条第二項又は第三項に規定する建築設備（換気設備（機械換気設備に居室を有する建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観）	(一)	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の二の六第二項第三号の規定に適合しないこと。		
		(二)	給気機の外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		
		(三)	各室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。		
		(四)	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		
		(五)	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。		
		(六)	風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第百二十九条の二の六第二項第五号の規定に適合しないこと。		
		(七)	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		
		(八)	換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。		